福島県環境創造センター交流棟展示更新検討会 設置要綱

(目的)

第1条 福島県環境創造センター交流棟(以下「交流棟」という。)における継続的な来館者の確保、効果的な情報発信の強化等に向け交流棟の展示更新を行うにあたり、その展示更新内容の検討を行う。

(検討事項)

- 第2条 検討会においては、次に掲げる事項について検討する。
- 1 交流棟展示更新に係る実施設計に関すること
- 2 その他交流棟展示更新に関し必要なこと

(組織)

第3条 検討会は次の委員で構成する。

(五十音順に記載)

所属	職名	氏 名		
日本科学未来館	科学コミュニケーション 専門主任	池	辺	靖
福島県教育庁義務教育課	課長	石	幡	良子
環境省東北環境 パートナーシップオフィス	EPO 東北統括	井	上	郡康
東日本大震災・原子力災害伝承館	館長	峘	村	昇
福島県消費者団体連絡協議会	事務局長	田	崎	由子
福島大学共生システム理工学類	教授	Щ	П	克 彦

- 2 検討会には、委員の互選により座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は、検討会の議事の運営に当たる。
- 4 座長が不在の際は、座長代理が議事運営に当たる

(意見の聴取)

第4条 検討会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福島県環境創造センター総務企画部企画課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和3年6月14日から施行する。